

診療報酬等に係る支払調書

個人番号及び法人番号を記載して提出することが義務付けられている法定調書

法的根拠

○所得税法

・第204条第1項第3号 源泉徴収義務

「居住者に対し国内において次に掲げる報酬の支払をする者は、その支払の際その報酬について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。」

・医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法の規定により支払われる診療報酬

・第225条第1項第3号 支払調書及び支払通知書

「次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払に関する調書を税務署長に提出しなければならない。」

・第204条第1項各号（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）に掲げる報酬につき支払をする者

○所得税法施行規則（財務省令）

・第84条第1項第1号 報酬、料金の支払調書

「法第204条第1項各号に掲げる報酬の支払をする者は、法第225条第1項第3号の規定により、その報酬等の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を、その支払をする者の事業所でその報酬等の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。」

・その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所もしくは主たる事務所の所在地、個人番号又は法人番号